

No. 14 犬山市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
経済環境部 環境課		0568-44-0344	直 通	0568-44-0367
住 所	〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36	担当者氏名		小林・大前
U R L	https://www.city.inuyama.aichi.jp	E-mail	020300@city.inuyama.lg.jp	

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	補助金額 (限度額)			
	設置費	宅内配管工事費	撤去費	
			みなし浄化槽	汲取り便槽
5人槽	332,000	300,000	120,000	90,000
6・7人槽	414,000			
8～10人槽	548,000			

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
4	4	2					10

前年度実績基数 (10基)

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く市内全区域
公共下水道が整備され、又は整備される予定の区域及び農業集落排水計画区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ・既設のみなし浄化槽又はくみ取槽を廃止し浄化槽を設置する者
※浄化槽とは浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条の2の基準を満たし、かつ浄化槽設置整備事業における国庫補助金指針(平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)が適用される場合にあっては、その定める基準及び別表第1に掲げる要件に適合するものをいう
別表第1 (第2条関係) 消費電力基準

人 槽 (人)	消費電力 (W) (通常型)	消費電力 (W) (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (W) (リン除去型)
5 人 槽	39	53	83
7 人 槽	55	75	90
10 人 槽	75	102	157

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出をせず、又は同条第2項の期間を経過せずに浄化槽を設置する者
- ②申請者と住宅等の所有者とが異なる場合で、浄化槽の設置について住宅等の所有者の承諾が得られない者
- ③市内に住所を有しない者(浄化槽の設置が完了し、居住が可能となった日から1か月を経過する日又は第5条の申請をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに市内に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をし、及び居住する者を除く)
- ④自らの居住を目的とする住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑤5～10人槽以外の浄化槽を設置する者
- ⑥浄化槽の設置を第5条の申請の日の属する年度の3月10日までに完了できないと見込まれる者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽法第5条第2項の期間を経過したことを明らかにする同条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③既設のみなし浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図(写真にあっては、撮影年月日を明らかにするものとする)
- ④配置図及び排水経路図(設置する浄化槽に流入するし尿及び家庭雑排水の配管並びに升が明記された

ものとする)

- ⑤浄化槽設置工事見積書の写し（撤去費又は宅内配管工事費について補助金の交付を受けようとする場合にあっては、それぞれの内訳が明記されたものに限る）
- ⑥浄化槽の設置工事を行う事業者との工事請負契約書の写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧一般社団法人全国浄化槽団体連合会の機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑨浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年以前に資格を取得した浄化槽設備士にあっては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑩一般財団法人日本建築センターが交付する型式適合認定書並びに仕様書及び図面の写し
- ⑪承諾書（申請者及び住宅等の所有者が異なる場合に限る）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月を経過する日又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②一般社団法人愛知県浄化槽協会との浄化槽法定検査契約書(第7条及び11条検査)の写し
- ③一般社団法人愛知県浄化槽協会に提出した浄化槽法定検査依頼書〔第7条及び11条（継続）〕（市町村用）（浄化槽法7条及び第11条に規定する検査手数料が納入済みであること分かるものとする）
- ④工事施工に係る写真で、次の各号に掲げる事項が確認できるもの（撮影年月日が分かるものとする）
 - ア工事着工前の状況
 - イ浄化槽全体図
 - ウ浄化槽設備士が実地にて監督又は工事をしていること
 - エ基礎工事における栗石地業及びすてコンクリートの施工
 - オ据付工事における水平確認及び水じめ及び突き固め作業
 - カバルブの操作等、浄化槽の維持管理が容易に行えること
 - キ浄化槽の型式認定証
 - ク工事完了後の状況（工事着工前と同一地点から撮影したもの）
 - ケ宅内配管工事の状況（宅内配管工事について補助金の交付を受けようとする場合に限る）
 - コ既設みなし浄化槽又は汲み取り槽の廃止
 - サその他工事経過
- ⑤浄化槽設備士による施工状況確認書
- ⑥浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し又はくみ取り槽廃止証明書
- ⑦浄化槽の設置工事に係る領収書の写し（撤去費又は宅内配管工事費について補助金の交付を受けようとする場合にあっては、それぞれの内訳が明記されたものに限る）
- ⑧浄化槽法第10条の2第1項の規定による浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑨既設のみなし浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限5万円の補助を行っている（補助率1/2）
- ②みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ③汲み取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ④みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する宅内配管工事費用を30万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください